特別養子縁組制度とは

●民法817条の2に規定されています。
「子どもの利益」のための制度です。

●やむを得ない事情で、産みの親が育てられない子どもを、養親家族の実子として迎えます。

○家庭裁判所の審判によって、子どもが法的に養親の実子になるまでには、子どもを育て始めてから、だいたい1年程度の期間がかかります。

●特別養子縁組のあっせん機関は、児童相談所の他に都道府県の許可を受けた福祉事業者や医療機関、NPO等があります。

○特別養子縁組のあっせん機関は、養子縁組委託後も、生母の支援、養親家族の支援をおこなっています。

ご夫妻を養親とする特別養子縁組は、適正な手続きにより開始されています。家庭裁判所の審判前の、養親による養育期間中に行われる医療機関の受診に際し、本手引きのご配慮をお願い申し上げます。

(　　) 児童相談所

連絡先

特別養子縁組家族
受診に際しての医療配慮のお願い

子どもの呼び方

受付番号か、名前 で
呼んでください

特別養子縁組が成立するまでの期間は
養親の姓と子どもの姓が違います。
受付や診察の子どもの呼び出しは上記で、
養親への呼びかけは、「お母さん」や
「お父さん」でお願いします。

医療同意

予防接種をはじめ、すべての医療行為につき
- 養親に一任する産みの親の同意書
- 法令*に基づく児童相談所長の同意
- 法令*に基づく養親（里親）の監護権
  が、あります

子どもに必要な医療行為は、すべて養親
にご説明ください。

*児童福祉法 47条

保険証/医療証

医療証は、
- 地方自治体発行の受診券
- 実親の保険証 ＋ 地方自治体発行の受診券

と、なります

全額公費負担または生み親の保険と公費の組合せ
となり、窓口での請求はありません。
レセプト請求は、管轄地方自治体の案内に従って
ご対応ください。

生母の医療情報や周産期情報

妊娠•出産に事情があり、母子手帳等に
情報の不足や空白があります

記載されている情報で、然るべきご対応をお願い
いたします。